団体総合生活保険

Will-Life

ウィルライフ

風邪や肌トラブルによる通院等も補償！

補償を組み合わせてご加入いただけます

- 病気やケガに備える保険（カラダ）
- 一人暮らしを支える保険（暮らし）
- 学業費用保険（学び）

団体割引等により最大約68%割引

個人でお申し込みが必要な保険です。

病気やケガに備える保険（カラダ）

年間6,010円で

Willでは対象とならない病気等の治療費実費を補償！

学生様ご自身の病気やケガによって通院・入院した場合に、医療機関等での自己負担分（実費）を1日目からお支払いします。

- 風邪やコロナでも、皮膚科や眼科の受診でも保険診療であれば実費分お支払いします
- 学校生活を含む、24時間の疾病やケガを補償

たとえば

発熱があり、病院を受診。
検査したところ、
新型コロナウイルスと診断された。

自己負担額 4,350円
（お薬代含む）

Will-Lifeは学生の皆さまのカラ

「Will-Life」は、「Will」の上乗せ保険として**個人でお申し込みが必要な保険です。**

加入者	医療・福祉系の学校に在籍する学生を扶養する方、または学生本人 ※「学び」に加入される場合は、学生本人を加入者とすることはできません。
被保険者 **（補償の対象となる方）**	医療・福祉系の学校に在籍し総合補償制度「Will」に加入している、 または加入予定の学生ご本人（入学手続きを終えた方を含みます※） ※専修学校および各種学校については、教育基本法に定める義務教育を終了している方または留学生に限ります。 ※職種級別Ａの方が対象となります＊1。 ＊1 学生（保険の対象となる方）が、アルバイト等で継続的に以下の6業種＊2のいずれかに従事される場合は、職種級別Ｂとなり「Will-Life」にはご加入いただけませんので、ご注意ください。 ＊2 職種級別（6業種）：自動車運転者、建設作業員、農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、木・竹・草・つる製品製造作業者

保険料の割引

団体割引 30% × 損害率による割引 50% × 大口団体契約割引 10% ＝ 約68%割引

※損害率による割引は天災危険補償特約には適用されません。
　また大口団体契約割引は傷害補償基本特約以外には適用されません。

「Will-Life」の保険料は医療・福祉系学生約24万人が加入する、一般社団法人日本看護学校協議会共済会のスケールメリットを活かした割引率が適用されています。

保険期間

2025年3月31日午後4時～ 2026年3月31日午後4時

月単位の中途加入も随時受け付けています。
中途加入の掛金は、別冊「ご加入手続きと補償の概要等」をご参照ください。

中途加入もできます！

お申込みの締切日

2025年3月25日（中途加入の場合は、補償開始月の前月25日）

※加入者票はご加入後、2ヶ月以内に加入者欄に記載のご住所宛てに送付されます。

補償タイプ

以下のタイプの中からプランを選択してください。

Jタイプ	Dタイプ	Gタイプ
JAプラン（カラダ／学び80万円）	DAプラン（暮らし／カラダ／学び80万円）	GAプラン（学び80万円）
JEプラン（カラダ／学び120万円）	DEプラン（暮らし／カラダ／学び120万円）	GEプラン（学び120万円）
JBプラン（カラダ／学び160万円）	DBプラン（暮らし／カラダ／学び160万円）	GBプラン（学び160万円）
JDプラン（カラダ）	DDプラン（暮らし／カラダ）	

補償の組み合わせに関わらず、下記補償がついています。

学生本人の死亡・後遺障害100万円

学生が急激かつ偶然な外来の事故で亡くなった場合に、100万円をお支払いします。
なお後遺障害を被った場合は、その程度に応じて保険金額の4～100%をお支払いします。
※死亡保険金受取人の指定がない場合、法定相続人にお支払いします。

ダ・学び・暮らしを支えます

Will-Life　保険金のお支払い例

		事例	保険金お支払い額
病気やケガに備える保険 カラダ 通院１日でも自己負担分を補償＋お薬代も補償	病気	新型コロナウイルスの感染を疑い、病院を受診。検査結果が陽性だったため、専用治療薬も処方された。	23,050円（お薬代含む）
		生理痛がひどかったため婦人科を複数回受診した。	11,200円（お薬代含む）
		風邪をひき、1日通院した。	3,750円（お薬代含む）
		マスクで肌荒れ、皮膚科を２日受診	4,800円（お薬代含む）
		かすみ目が続いたため、眼科を１日受診	1,980円（お薬代含む）
		急性咽頭炎のため、6日入院	47,000円（検査代、入院諸費用含む）
		副鼻腔炎のため手術、入院をした。	135,000円（入院諸費用含む）
	ケガ	バレーボールの練習中に膝を負傷。5日間通院	16,840円
		友人とスノーボードをしていた際、転倒し骨折。入院・手術をした。	50,000円
		学校で階段を踏み外し足を骨折。7日間通院	23,170円
		バイト中に足を捻って捻挫。3日通院	4,000円
	救援者費用	体育の授業中に膝を捻り靭帯損傷で３日入院。両親が駆け付けた。	125,000円（（交通費、宿泊費含む））
一人暮らしを支える保険 暮らし	生活用動産	駅前の駐輪場で自転車が盗難にあった。	自転車再購入費用＊1 25,000円
	借家人賠償	洗濯機の水漏れにより、学生寮の部屋が水浸しになった。	フローリング張替え費 260,000円
		マンションの部屋の模様替え中に家具が窓ガラスに当たり窓ガラスが破損した。	窓ガラス修理費用 89,600円
学業費用保険 学び		修業年限４年の在学１年時に扶養者が交通事故で重度後遺障害を被った。（学資費用120万円プラン加入）	学資費用 4,200,000円 育英費用 4,000,000円
		修業年限４年の在学２年時に扶養者ががんで亡くなられた。(学資費用160万円プラン加入)	学資費用 4,000,000円
		修業年限３年の在学１年時に扶養者が大地震に巻き込まれて亡くなった。（学資費用80万円プラン加入）	学資費用 2,000,000円 育英費用 3,000,000円

※上記お支払い例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。
＊1 損害額は時価額限度

卒業までの合計掛金(目安)

	JAプラン	JEプラン	JBプラン	JDプラン
	カラダ 学び80万円	カラダ 学び120万円	カラダ 学び160万円	カラダ
修業年限3年(3年間)	29,620円	34,180円	38,710円	18,030円
修業年限4年(4年間)	44,080円	52,040円	59,950円	24,040円

4月以降の中途加入、学年別の掛金の詳細は、別冊「ご加入手続きと補償の概要等」に記載の合計掛金をご参照ください。

※上記掛金には、一般社団法人日本看護学校協議会共済会の共済制度運営費(100円/年)と学生本人の死亡・後遺障害(680円/年)が含まれています。
※卒業までの掛金を一括でお支払いいただきます。
※割引率の変更、保険料率の改定等により、次年度以降の保険料は変更となる場合があります。
※修業年限5年以上の合計掛金については、取扱代理店までお問い合わせください。

お支払いする保険金

病気やケガによる治療費用

自己負担分の実費

学生が疾病やケガによって保険期間中に国内で通院、または入院した場合に、医療機関等での自己負担分(実費)を1日目からお支払いします。

ポイント

- 年間6,010円(月々 約501円)でご加入いただけます！
- 総合補償制度「Will」とは別に、負担された実費分をお支払いします。
- 診療代だけでなく、薬代も補償の対象となります。
- 風邪でも保険診療であれば実費分をお支払いします。

対象とならない主な疾病・ケガ

- 歯科疾病の治療のための通院(虫歯や親しらず等の治療)
- 妊娠または出産による入院または通院
- 痔核(じかく)、裂肛(れっこう)、痔瘻(じろう)による入院または通院
- 精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた入院または通院
- 公的医療保険の対象ではないもの。(健康診断や予防接種等)

【ご注意事項】

- 「病気やケガによる治療費用」はご加入日以降に被った病気やケガが対象となります。また既往症についてはご加入日から1年間は保険金支払対象外となります。
- 治療費用保険金のお支払対象期間は、初診からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。(限度額はありません。)
  (例)4/10に通院を開始した場合、6/30までの通院が対象です。

病気やケガによる入院諸費用

支払限度基礎日額 1,000円

学生が病気やケガによって保険期間中に国内で入院し、所定の費用を負担した場合、保険金をお支払いします。

1,000円(支払限度基礎日額) × 入院日数 ＝ 保険金の支払い限度額

※免責金額は5,000円となります。
※1回の入院についての支払い限度日数は180日です。

救援者費用等

100万円(限度額)

学生が保険期間中に国内外を問わず、住宅外において被ったケガで継続して3日以上入院した場合や、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、学生の捜索費用やご親族等が現地へ赴くための交通費、宿泊費等をお支払いします。

先進医療費用

20万円(限度額)

学生が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始し、先進医療に必要とする費用や先進医療を受けるために必要とした通院などの交通費等をお支払いします。

※1回の入院・通院についての支払限度日数は180日です。

※その他、別冊「詳細はご加入手続きと補償の概要等」のP4をご覧ください。

たとえば

マスクで肌荒れし、皮膚科を3日受診した

自己負担分の実費
5,200円（薬代含む）
をお支払いします

たとえば

急性虫垂炎で手術を行い、6日入院した

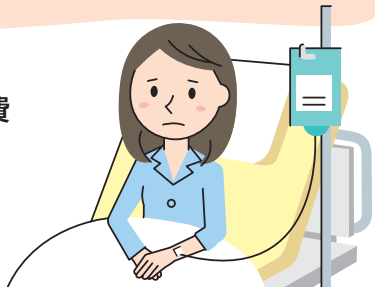

自己負担分の実費
125,790円
入院諸費用
3,000円
をお支払いします

※上記お支払い例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

カラダ・学びにプラス補償

※暮らしをプラスした合計掛金は、別冊の「ご加入手続きと補償の概要等」をご参照ください。
※「一人暮らしを支える保険」単体ではご加入いただけません。

暮らし 一人暮らしを支える保険

お支払いする保険金

※自宅通学生や親族の住居に下宿している場合は、ご加入できません。

借家人賠償責任補償

500万円（限度額）

国内で独立して生活されている学生、学生寮に住む学生が借用し、かつ使用する戸室を火災や水漏れ等の偶然の事故により損壊させたため、家主に対して法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

生活用動産補償

50万円（限度額）

国内で独立して生活されている学生の生活用品・身の回り品が盗難などの偶然な事故で損害を受けた場合に、保険金をお支払いします。

※損害額（修理費など）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を保険金額を限度にお支払いします。ただし損害額は時価額を限度とします。
※家財を建物外に持ち出している間も補償されます。（例・自転車の盗難など）
※携帯電話、モバイル通信機能を有するタブレット端末、メガネ、手形その他の有価証券などは補償されません。

たとえば

洗濯機からの水漏れにより、学生寮の部屋が水浸しになってしまった

フローリング張り替え費用
260,000円
をお支払いします

たとえば

友達と食事に行った際、駐輪場に停めておいた自転車が盗難にあった

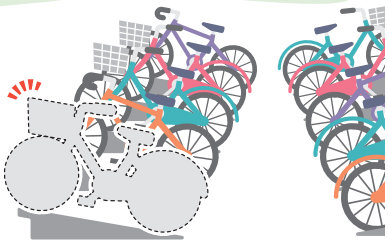

自転車再購入費用*1
35,000円
をお支払いします

※上記お支払い例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。
＊1 損害額は時価額限度

卒業までの合計掛金(目安)

	GAプラン	GEプラン	GBプラン
	学び80万円	学び120万円	学び160万円
修業年限3年(3年間)	13,930円	18,490円	23,020円
修業年限4年(4年間)	23,160円	31,120円	39,030円

4月以降の中途加入、学年別の掛金の詳細は、別冊「ご加入手続きと補償の概要等」に記載の合計掛金をご参照ください。

※上記掛金には、一般社団法人日本看護学校協議会共済会の共済制度運営費(100円/年)と学生本人の死亡・後遺障害（680円/年）が含まれています。
※卒業までの掛金を一括でお支払いいただきます。
※割引率の変更、保険料率の改定等により、次年度以降の保険料は変更となる場合があります。
※修業年限5年以上の合計掛金については、取扱代理店までお問い合わせください。

このような場合にお支払いいたします

扶養者様がケガにより死亡、または重度後遺障害を被った場合 ＝ 学資費用 ＋ 育英費用

扶養者様が病気により死亡した場合 ＝ 学資費用

ポイント

- 加入にあたっての扶養者様の**健康告知は必要ありません！**
  ただし、ご加入前に既に発症していた疾病による死亡は対象となりません。しかし、初回ご加入から1年を経過した後に、その疾病で死亡された場合については、疾病学資費用保険金のお支払いの対象となります。
- 扶養者様がケガにより死亡または重度後遺障害を被った場合は、**育英費用を一括でお支払いします！**

たとえば 学資費用120万円プランにご加入の場合

在学1年次に扶養者様が交通事故で重度後遺障害を被った

育英費用 (卒業まで4年×100万円 一括払い)	400万円
学資費用*1	
1年次	60万円*2
2年次	120万円
3年次	120万円
4年次	120万円
保険金合計	820万円 をお支払いします

たとえば 学資費用160万円プランにご加入の場合

在学2年次に扶養者様が保険加入後に発症したガンで亡くなられた

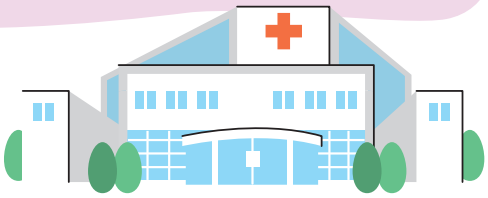

学資費用*1	
2年次	80万円*2
3年次	160万円
4年次	160万円
保険金合計	400万円 をお支払いします

＊1 支払い年度ごとの学資費用は、学資費用保険金額を限度として学校への納付金額の実費(授業料や実習費等または業者から購入する費用)をお支払いします。 ＊2 前期分は
※上記お支払い例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

お支払いする保険金

学資費用（傷害・疾病ともに補償）

（学校に納付した実費および業者から購入する費用が対象となります。）

学資費用とは　扶養者様がケガや病気によって亡くなられた場合や、ケガによって重度後遺障害により学生を扶養できなくなった場合に、それ以降に学校に支払う学資費用をお支払いします。

学資費用の内訳　学資費用とは授業料のほか、実習費、施設設備費、実験費、体育費、施設設備管理費等、学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要な費用をいいます。

学資費用プラン

学資費用は、3種類のプランからご選択いただけます。

年額80万円を上限とする実費	年額120万円を上限とする実費	年額160万円を上限とする実費

学校への年間の納付金額（学資費用の実費分）が補償される額となりますので、ご確認の上でプランのご検討をお願いします。

※例えば、年額120万円（GEプラン）をご選択いただいても、学校への納付金額が年間90万円であれば、
お支払いする保険金の上限は90万円になります。

育英費用（傷害のみ補償）

育英費用とは　扶養者様がケガによって亡くなられたり、ケガによる重度後遺障害により学生を扶養できなくなった場合に、学生生活を維持するための費用等として、下記保険金を一括でお支払いします。

100万円×卒業までの在校年数分

たとえば

学資費用80万円プランにご加入の場合

在学1年次に大地震が起きて巻き込まれ、扶養者様が亡くなられた

育英費用（卒業まで4年×100万円 一括払い）	400万円
学資費用*1	
1年次	40万円*2
2年次	80万円
3年次	80万円
4年次	80万円
保険金合計	680万円 をお支払いします

天災危険補償特約がセットされていますので、地震や火山の噴火、またはこれらによる津波でのケガによる扶養者様の死亡・重度後遺障害に対しても保険金をお支払いします。

納入済として計算しています。

「Will-Life」ってなに？

「Will-Life」は、総合補償制度「Will」にご加入いただいている学生の保護者様の声より生まれました。
「Will」は、学校生活でのケガや賠償事故（24時間）等に対する補償ですが、「Will-Life」は、「Will」ご加入者がその上乗せ補償として別途お申込みが必要な保険です。
学生自身のプライベートを含む24時間の病気やケガへの補償や、保護者の方に万一のことがあった場合の学業費用補償等、より安心して学校生活を送るために、様々なリスクに対して幅広く補償することができます。

Will®（Will2タイプにご加入の場合）

学校を通してご加入

Will-Life

個人でお申込みが必要です

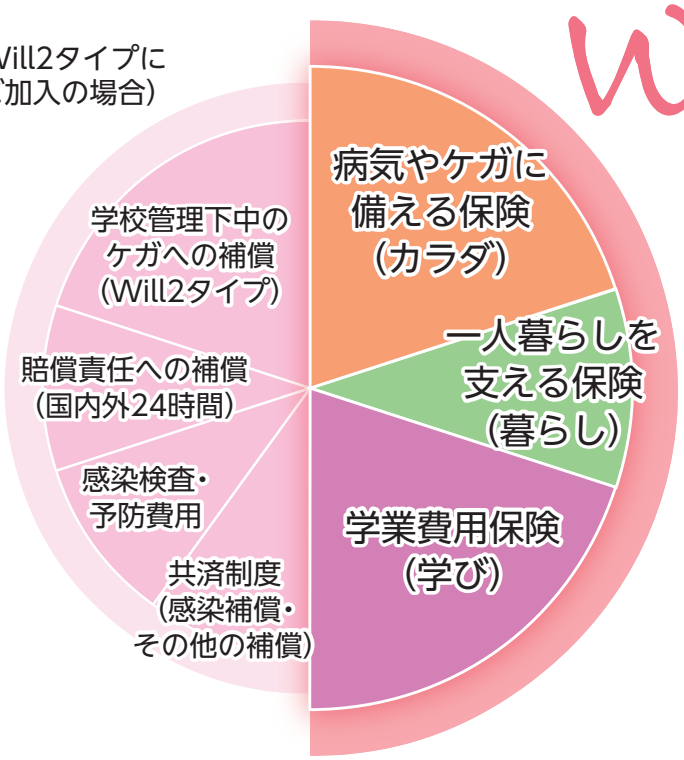

Will® ＋ Will-Life にご加入いただくことで、学校生活を手厚く守ります。

通院や入院等があったら…

病気やケガに備える保険（カラダ）の保険金請求については、東京海上日動火災保険（株）の安心110番にご連絡ください。
※ご請求時には領収書の原本や調剤明細書等が必要となります。

フリーダイヤル 0120-720-110（24時間・365日）
WEB （6:00 ～ 24:00　年末年始のみ8:00 ～ 22:00）

保険の詳細等につきましては、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

0120-338344

（株）メディクプランニングオフィス
受付時間9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

Will-Life 検索

制度運営 一般社団法人日本看護学校協議会共済会
〒104-0033　東京都中央区新川2-22-2

取扱代理店 （株）メディクプランニングオフィス
〒104-0033　東京都中央区新川2-22-2　新川佐野ビル3F

引受保険会社 東京海上日動火災保険（株）医療・福祉法人部
〒102-8014　東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町9階
TEL：03-3515-4143　9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

24TX-002539（2024年9月作成）

2025年度

「Will-Life」（ウィルライフ）ご加入手続きと補償の概要等

1 加入依頼書の送付

パンフレットをお読みいただき、「Will-Life」加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、添付の返信用封筒にてご郵送ください。（「Will」とは別に、お申し込みが必要となります。）

5月以降も月単位で中途加入を受け付けます。

加入依頼書の送付期限は、ご加入月毎に異なります。P2～3 でご確認ください。

2 掛金の払い込み

ご加入月毎の掛金表をご確認のうえ、添付の払込取扱票を使って掛金をお振り込みください。**卒業までの合計掛金を一括してお支払いいただきます。（共済会で卒業までの掛金をお預かりし、その中から毎年必要な保険料を共済会が皆様にかわって保険会社に支払います）。**

卒業までの掛金と払込期限は、ご加入月毎に異なります。P2～3 でご確認ください。
2025 年 8 月以降の中途加入掛金は下記までお問い合わせください。

3 加入者票

初年度ご加入の年はご加入日から２カ月以内に、更新時は毎年４月に、引受保険会社（東京海上日動火災保険（株））から、加入者票が送られてきます。**なお、加入者票に記載の保険料は、年間の保険料となりますので、ご加入時に払い込みいただく卒業までの保険料とは異なります。**

4 保険金のご請求

保険金のご請求につきましては東京海上日動火災保険（株）の安心 110番にご連絡ください。

フリーダイヤル　0120-720-110（24時間・365日）

Q&A（参考資料）

Q 加入に際しての扶養者（契約者）とは、必ず学生（被保険者）の親権者でなければなりませんか？
A 被保険者（学生）が未成年の場合は、原則親権者となりますが、学生が成年の場合はその限りではありません。例えば配偶者が扶養者という場合もございます。

Q 一人暮らしを支える補償に加入したいのですが、被保険者（学生）の住所がまだ決まっておりません。加入するにはどうしたらいいでしょうか？
A こちらのタイプにご加入する場合、被保険者（学生）のご住所（寮やマンション等）の記入が必ず必要となります。被保険者（学生）のご住所が決まりましたら、必ず「Will-Life」事務局までご連絡ください。

Q Will の加入をする予定がないのですが、Will-Life に加入をするにはどうしたらいいですか？
A 申し訳ございませんが、Will-Life は「Will」ご加入の方のみとなりますのでご了承ください。

お問い合わせ先　「Will-Life」事務局　（株）メディクプランニングオフィス
：0120-338344（9:00 ～ 17:00　土・日・祝日を除く）E-mail：will-life@medic-office.co.jp

ご加入月別　卒業までの掛金表

2025年3月31日（年間加入）の場合

加入依頼書送付期限：2025年3月25日　　**払 込 期 限：2025年4月20日**

単位：円

		Jタイプ				Dタイプ				Gタイプ		
		カラダ＋学び			カラダ	カラダ＋学び＋暮らし			カラダ＋暮らし	学び		
		JAプラン 学資80万円	JEプラン 学資120万円	JBプラン 学資160万円	JDプラン 学資なし	DAプラン 学資80万円	DEプラン 学資120万円	DBプラン 学資160万円	DDプラン 学資なし	GAプラン 学資80万円	GEプラン 学資120万円	GBプラン 学資160万円
4年の学科 修業年限	4年生	7,490	8,010	8,540	6,010	8,540	9,060	9,590	7,060	2,260	2,780	3,310
	3年生	17,390	19,450	21,500	12,020	19,490	21,550	23,600	14,120	6,930	8,990	11,040
	2年生	29,620	34,180	38,710	18,030	32,770	37,330	41,860	21,180	13,930	18,490	23,020
	1年生	44,080	52,040	59,950	24,040	48,280	56,240	64,150	28,240	23,160	31,120	39,030
3年の学科 修業年限	3年生	7,490	8,010	8,540	6,010	8,540	9,060	9,590	7,060	2,260	2,780	3,310
	2年生	17,390	19,450	21,500	12,020	19,490	21,550	23,600	14,120	6,930	8,990	11,040
	1年生	29,620	34,180	38,710	18,030	32,770	37,330	41,860	21,180	13,930	18,490	23,020
2年の学科 修業年限	2年生	7,490	8,010	8,540	6,010	8,540	9,060	9,590	7,060	2,260	2,780	3,310
	1年生	17,390	19,450	21,500	12,020	19,490	21,550	23,600	14,120	6,930	8,990	11,040

2025年5月1日の場合

加入依頼書送付期限：2025年4月25日　　**払 込 期 限：2025年5月20日**

単位：円

		Jタイプ				Dタイプ				Gタイプ		
		カラダ＋学び			カラダ	カラダ＋学び＋暮らし			カラダ＋暮らし	学び		
		JAプラン 学資80万円	JEプラン 学資120万円	JBプラン 学資160万円	JDプラン 学資なし	DAプラン 学資80万円	DEプラン 学資120万円	DBプラン 学資160万円	DDプラン 学資なし	GAプラン 学資80万円	GEプラン 学資120万円	GBプラン 学資160万円
4年の学科 修業年限	4年生	6,890	7,370	7,860	5,530	7,860	8,340	8,830	6,500	2,090	2,570	3,060
	3年生	16,600	18,540	20,470	11,540	18,620	20,560	22,490	13,560	6,570	8,510	10,440
	2年生	28,640	32,980	37,300	17,550	31,710	36,050	40,370	20,620	13,380	17,720	22,040
	1年生	42,920	50,600	58,230	23,560	47,040	54,720	62,350	27,680	22,430	30,110	37,740
3年の学科 修業年限	3年生	6,890	7,370	7,860	5,530	7,860	8,340	8,830	6,500	2,090	2,570	3,060
	2年生	16,600	18,540	20,470	11,540	18,620	20,560	22,490	13,560	6,570	8,510	10,440
	1年生	28,640	32,980	37,300	17,550	31,710	36,050	40,370	20,620	13,380	17,720	22,040
2年の学科 修業年限	2年生	6,890	7,370	7,860	5,530	7,860	8,340	8,830	6,500	2,090	2,570	3,060
	1年生	16,600	18,540	20,470	11,540	18,620	20,560	22,490	13,560	6,570	8,510	10,440

2025年6月1日の場合

加入依頼書送付期限：2025年5月25日　　**払 込 期 限：2025年6月20日**

単位：円

		Jタイプ				Dタイプ				Gタイプ		
		カラダ＋学び			カラダ	カラダ＋学び＋暮らし			カラダ＋暮らし	学び		
		JAプラン 学資80万円	JEプラン 学資120万円	JBプラン 学資160万円	JDプラン 学資なし	DAプラン 学資80万円	DEプラン 学資120万円	DBプラン 学資160万円	DDプラン 学資なし	GAプラン 学資80万円	GEプラン 学資120万円	GBプラン 学資160万円
4年の学科 修業年限	4年生	6,270	6,710	7,150	5,040	7,150	7,590	8,030	5,920	1,900	2,340	2,780
	3年生	15,780	17,580	19,390	11,050	17,710	19,510	21,320	12,980	6,180	7,980	9,790
	2年生	27,630	31,750	35,880	17,060	30,610	34,730	38,860	20,040	12,800	16,920	21,050
	1年生	41,710	49,090	56,450	23,070	45,740	53,120	60,480	27,100	21,650	29,030	36,390
3年の学科 修業年限	3年生	6,270	6,710	7,150	5,040	7,150	7,590	8,030	5,920	1,900	2,340	2,780
	2年生	15,780	17,580	19,390	11,050	17,710	19,510	21,320	12,980	6,180	7,980	9,790
	1年生	27,630	31,750	35,880	17,060	30,610	34,730	38,860	20,040	12,800	16,920	21,050
2年の学科 修業年限	2年生	6,270	6,710	7,150	5,040	7,150	7,590	8,030	5,920	1,900	2,340	2,780
	1年生	15,780	17,580	19,390	11,050	17,710	19,510	21,320	12,980	6,180	7,980	9,790

2025年7月1日の場合

加入依頼書送付期限：2025年6月25日　　**払 込 期 限：2025年7月20日**

単位：円

		Jタイプ				Dタイプ				Gタイプ		
		カラダ＋学び			カラダ	カラダ＋学び＋暮らし			カラダ＋暮らし	学び		
		JAプラン 学資80万円	JEプラン 学資120万円	JBプラン 学資160万円	JDプラン 学資なし	DAプラン 学資80万円	DEプラン 学資120万円	DBプラン 学資160万円	DDプラン 学資なし	GAプラン 学資80万円	GEプラン 学資120万円	GBプラン 学資160万円
4年の学科 修業年限	4年生	5,650	6,030	6,430	4,540	6,450	6,830	7,230	5,340	1,720	2,100	2,500
	3年生	14,960	16,620	18,290	10,550	16,810	18,470	20,140	12,400	5,800	7,460	9,130
	2年生	26,620	30,540	34,450	16,560	29,520	33,440	37,350	19,460	12,230	16,150	20,060
	1年生	40,530	47,630	54,710	22,570	44,480	51,580	58,660	26,520	20,910	28,010	35,090
3年の学科 修業年限	3年生	5,650	6,030	6,430	4,540	6,450	6,830	7,230	5,340	1,720	2,100	2,500
	2年生	14,960	16,620	18,290	10,550	16,810	18,470	20,140	12,400	5,800	7,460	9,130
	1年生	26,620	30,540	34,450	16,560	29,520	33,440	37,350	19,460	12,230	16,150	20,060
2年の学科 修業年限	2年生	5,650	6,030	6,430	4,540	6,450	6,830	7,230	5,340	1,720	2,100	2,500
	1年生	14,960	16,620	18,290	10,550	16,810	18,470	20,140	12,400	5,800	7,460	9,130

※上記掛金には共済制度運営費（100円／年）が含まれます。

団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。
　ご加入のタイプの詳細については、別冊「Will-Life」パンフレットをご確認ください。

保険期間：1 年

■ 傷害補償（こども傷害補償）

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1 をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2 を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払対象となりませんのでご注意ください。

*2「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、お問い合わせ先までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等 *1「天災危険補償特約」がセットされていますので、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～ 100% をお支払いします。 ※ 1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
医療費用補償特約＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）	治療費用保険金	保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始した場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金*1 をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院*2 または通院*3 について、入院または通院を開始した日からその日を含めて 60 日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。 ※医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についても保険金のお支払対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」*4） ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。） *1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。 *2 退院後、その日を含めて 180 日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *3 通院日からその日を含めて 180 日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 *4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院 ・痔核（じかく）、裂肛（れっこう）、痔瘻（じろう）による入院または通院 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院*1 等 *1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から 1 年（保険期間が 1 年を超えるご契約の場合は、2 年となります。）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払対象となります。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>保険金をお支払いする主な場合</th><th>保険金をお支払いしない主な場合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">医療費用補償特約＋待機期間の不設定に関する特約＋入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約</td><td>入院諸費用保険金</td><td>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院を開始し、以下の費用を負担した場合
●病院または診療所の承認を得て使用されたベッドまたは病室の使用料
●保険の対象となる方が約款に定める所定の状態となり、かつ医師等が必要と認めた期間において親族が付添をした場合の親族付添費*1、交通費、寝具等の使用料
●保険の対象となる方の家庭において、次のいずれかの期間中に雇い入れたホームヘルパー*2の雇入費用（ホームヘルパー*2の紹介料および交通費を含みます。）
（ア）医師等が付添を必要と認めた期間
（イ）家事従事者*3である保険の対象となる方が入院している期間
●療養に必要かつ有益な諸雑費*1
●入院、転院、退院のために必要とした交通費
●入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養に必要とした費用および生活療養における食事の提供である療養に必要とした費用（標準負担額を除きます。）
▶負担した費用の合計額から免責金額（自己負担額：5,000円）を差し引いた額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院*4について、支払限度額（支払限度基礎日額に入院日数*5を乗じた額）を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院*4について、入院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院により負担した費用に限ります。
※上記の費用は、保険の対象となる方が公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に限ります。この場合において、「療養の給付」等の支払対象となる費用または労働者災害補償制度の下で給付対象となる費用があるときは、その費用を除きます。なお、公的医療保険制度における「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に必要とする費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。
・保険の対象となる方が負担した上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金
・保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた入院諸費用保険金に相当する保険金を除きます。）
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
*1 親族付添費については1日につき4,200円、諸雑費については1日につき1,100円とします（2024年4月時点）。
*2 炊事、掃除、洗濯等の世話を行うことを職業とする者をいいます。
*3 保険の対象となる方の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族の中で主たる者をいいます。
*4 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。
*5 入院を開始した日から、その日を含めて支払限度日数を経過した日までの期間中の実入院日数をいいます。</td><td rowspan="2">（「医療費用補償特約」治療費用保険金と同じ）</td></tr>
<tr><td>先進医療費用保険金</td><td>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始し、以下の費用を負担した場合
●先進医療に必要とする費用*1
●先進医療を受けるために必要とした入院・通院・転院・退院のための交通費
▶負担した費用の合計額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院*2または通院*3について、支払限度額（入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の200倍）を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。
※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。
※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。
・保険の対象となる方が負担した上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金
・保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた先進医療費用保険金に相当する保険金を除きます。）
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
*1 先進医療費用のうち保険外併用療養費（保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。）を除きます。
*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。
*3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">保険金をお支払いする主な場合</th><th>保険金をお支払いしない主な場合</th></tr>
<tr><td>育英費用補償特約</td><td colspan="2">扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じた場合
▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。
（重度後遺障害の例）
●両目が失明したもの
●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの
●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
等
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</td><td rowspan="2">・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態*1
・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態
・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分）
・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態
・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態
・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態
・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態
・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態
・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合
等
*1 天災危険補償特約がセットされていますので、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態に対しても保険金をお支払いします。</td></tr>
<tr><td>学業費用補償特約</td><td>学資費用保険金</td><td>扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合
▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。
（重度後遺障害の例）
●両目が失明したもの
●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの
●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
等
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。
*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。
*3 以下の費用をいいます。
■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用
■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5
*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。
*5 制服代を含みます。</td></tr>
</table>

育英費用、学資費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。）、かつ、保険の対象となる方の生活費および学資費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">保険金をお支払いする主な場合</th><th>保険金をお支払いしない主な場合</th></tr>
<tr><td>疾病による学業費用補償特約</td><td>疾病学資費用保険金</td><td>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合
▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。
*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。
*3 以下の費用をいいます。
■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用
■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5
*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。
*5 制服代を含みます。</td><td>・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1
・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態
・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分）
・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態
・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態
・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態
・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2
等
*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払対象となります。</td></tr>
</table>

■ 賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任補償特約＋借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内における保険の対象となる方ご本人の借用戸室[*1]での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 転居した場合は転居先の借用戸室をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等

借家人賠償責任については、ご本人[*1]が未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人[*1]の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（ご本人[*1]の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（ご本人[*1]に関する事故に限ります。）。
*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

■ 財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
住宅内生活用動産特約＋住宅外等追加補償特約	国内において、保険の対象となる方が所有する家財に損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1 事故について 5,000 円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が 1 年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイル Wi-Fi ルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失[*1]に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

■ 費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
救援者費用等補償特約＋救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ●保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または保険の対象となる方が遭難した場合 ●急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡または継続して 3 日以上入院した場合 等 ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 等

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、
ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、
本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、
お問い合わせ先までご連絡ください。

★マークのご説明★

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報　ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み　契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。
この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等　契約概要　注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意　注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2

●借家人賠償責任補償特約　●住宅内生活用動産特約　●救援者費用等補償特約　●育英費用補償特約　●学業費用補償特約　●疾病による学業費用補償特約
●医療費用補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定　契約概要

この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。
保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

（金融庁ホームページ）

5 保険期間および補償の開始・終了時期　契約概要　注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み　契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

（2）保険料の払込方法　契約概要　注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

（3）保険料の一括払込みが必要な場合について　注意喚起情報

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等
※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金　契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務　注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

［告知事項・通知事項一覧］　　★:告知事項　☆:告知事項かつ通知事項

基本補償・特約 ＼ 項目名	傷害補償	借家人賠償責任 住宅内生活用動産 救援者費用等
生年月日	★	★
職業・職務*1	☆	―

※すべての補償について「他の保険契約等*2」を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。また、医療費用補償特約（こども傷害補償）をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項（☆）となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

注意喚起情報

［傷害補償］

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

注意喚起情報

［通知事項］

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくお問い合わせ先までご連絡ください。
ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務［告知事項・通知事項一覧］」をご参照ください。

［その他ご連絡いただきたい事項］

●すべての補償共通
　ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくお問い合わせ先までご連絡ください。
●借家人賠償責任
　保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめお問い合わせ先までご連絡ください。

［ご加入後の変更］

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、お問い合わせ先までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから 1 か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、お問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

契約概要　注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1 することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2 に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、お問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

契約概要

［保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合］

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

［更新後契約の保険料］

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

［保険金請求忘れのご確認］

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

［更新加入依頼書等記載の内容］

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

［ご加入内容を変更されている場合］

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

注意喚起情報

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

●自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、お問い合わせ先までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

注意喚起情報

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちにお問い合わせ先までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類

・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類

・高額療養費制度による給付額が確認できる書類

・附加給付の支給額が確認できる書類

・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1 または３親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。

*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。

・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。

・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。

1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

●保険金請求権には時効（３年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社　保険の内容に関するご意見・ご相談等はお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

注意喚起情報

ナビダイヤル 0570-022808 通話料有料

事故受付センター（東京海上日動安心110番）　0120-720-110 受付時間：24時間365日

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険　普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。
東京海上日動のホームページのご案内　www.tokiomarine-nichido.co.jp

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合　□保険金額、免責金額（自己負担額）　□保険期間
□保険料・保険料払込方法　□保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認いただく事項】

確認事項	傷害補償	全ての補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか? *1　こども傷害補償の場合は、必ずご確認ください。	○ *1	―
□加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方:「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方:「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種）	○	―
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1　例えば、借家人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

この保険は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人日本看護学校協議会共済会が有します。

Will-Life　サービスのご案内について

ご加入の皆様がご利用できる東京海上日動が
提供するサービスについては、
右記QRコードからご確認ください。
URL:medic-office.co.jp/will-life/service.pdf

24TX-002539（2024年9月作成）

看護の知識と情報は
つねにアップデートしたい！

Will Friends は一般社団法人日本看護学校協議会共済会が株式会社共同通信社の協力のもと、看護専門職や看護学生のための最新情報を発信するWebマガジンです。
医療事故事例をはじめとする医療安全情報や、感染対策、医療接遇などのリスクマネジメント、口腔ケアやエンゼルケア、看護研究などのスキルアップ等々の最新情報がわかります。医療の現場は日進月歩のため、いつもWill Friendsであなたの知識をアップデートしておくと安心です。

こんにちは。

Will Friends

編集人のWillyです。

『最新医療情報』の
最新情報はココから

各最新情報はココから

医療事故事例　感染対策　医療接遇　口腔ケア　エンゼルケア　看護研究

Will Friends
の登録はこちらから
（無料）

https://willfriends.jp/
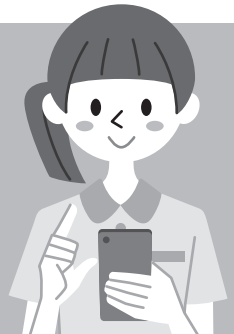
Will Friends　検索